

# 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

## (第41回、平成30年度第1回)

- 1 日 時 平成30年8月23日(木) 午前9時30分～12時05分
- 2 会 場 ルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 坂元座長、伊藤副座長、康委員、桑原委員、白浜委員、十倉委員、  
外村委員、中西委員、藤原委員、森委員  
(石津委員 欠席)  
京都府：人権啓発推進室長、教育庁教育監他 関係部局職員
- 4 傍聴者 なし

### 5 議事の概要

#### (1) 意見交換

##### ◆ 平成29年度人権教育・啓発事業実施状況について

資料1及び資料2により、各部局から所管事業の概要及び重点的な事業等について説明

##### 【委員の意見】

- 7月豪雨の際に外国籍府民への災害時支援体制が機能したかといったことについて、  
検証が必要であるが、施策の検証は、受け手の視点から行うことが重要
- 災害に係るお知らせ等は、それぞれが命を守ることができるよう、子どもにもわかる  
ような表現の工夫が必要
- DVについて、一方の主張が安直に認められている例も生じている。決めつけ的  
内容の研修や広報がされないよう留意してもらいたい。
- 支援を必要とする人が必要な施策につながっていけるよう、タイムリーな広報実施  
や、関係機関とのネットワークの活用などの広報の工夫が必要
- 障害者雇用に係る賃金未払いや長時間労働などは虐待通報されていない例もあると  
考えられる。外国人労働者にも通じる課題であり、対策が望まれる。
- 成人年齢の引き下げに備え、若い労働者が消費者被害に遭わないための学習や研修  
機会の提供が必要

#### (2) 報告事項

##### ◆ 青少年健全育成条例の改正について

資料3により、事務局から条例改正の概要について説明

#### (3) その他

事務局から、「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関する  
ガイドライン」の運用状況、府内市町村の状況について説明

## 【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

### (1) 意見交換

#### ◆ 平成29年度人権教育・啓発事業実施状況について

《外国籍府民に対する災害時支援体制の構築への支援》

- 7月の西日本豪雨で外国籍府民への支援施策を有効に働いたか、活用されたかといったことを検証しているか。ぜひ総括的に検証し、次に生かしていただいたい。
- 災害時支援情報の携帯メールは500名、Facebookは1,000名以上が登録。難しい単語をいかにわかりやすく的確に伝えるかが課題であり、7月の西日本豪雨でも、やさしい日本語などで発信を行った。
- 施策の検証は、情報がどれだけの人に、どのように伝わったのかといった、受け手の視点から見た検証が必要。
- 災害時の告知のあり方に関しては、例えば警報の種別もわかりにくい。外国人に限らず、子ども達もわかるような表記でないと、それぞれの命が守れないのではないか。
- 現場の状況や受け手の視点から施策を進めていく必要性については、前知事の時代から、また、西脇知事からも指示されているところ。特に人権の関係は、人権侵害を受ける側がどう考えるかということもしっかりと踏まえて施策を進めていくことが大事。これはすべての施策に関連することであり、その視点で点検し、今後の施策に繋げていきたい。

《DV対策、伝わる広報の工夫》

- DVについて、診断書等もないのに妻の一方的主張により安直に認められてしまい父親が子どもと会えないといった事例が生じている。妻から夫に対するDVもある。特に警察にお願いしたいが、「DV＝夫から妻への暴力」という決めつけ的な研修や広報をしないようお願いしたい。
- 犯罪被害者遺族による「いのちを考える教室」はぜひ積極的に実施願いたい。できれば、DVや京都SARAの話も絡めてやってもらえると自分ごととして考えられるのではないか。青少年の自撮りといった被害の防止にもつながるかもしれない。  
また、女性の相談に関して、相談先を記載したカードが配布されているが、カードを持っていても相談まで踏み出せない場合がある。例えばパンフレットなどで相談先がどんなところかが分かれば、相談に進みやすいのではないか。広報の工夫を考えてほしい。
- DVについては、ネットワーク京都会議（行政・弁護士会・医師会など約30機関）を起点に広報を行っている。ほかに、府民に直接知ってもらえるための取組として、イオンに協力いただき、女性トイレへのカード設置やシール貼付などを行っている。カードから次の一歩が踏み出せないという点は課題であり、例えばスマホの活用など効果的な手法、伝わる広報について研究しているところ。
- 告知や広報を活用してどう制度につなげていくかが大事と感じたし、LGBTを巡る国会議員の発言や東京医大入試での問題など、マスコミが伝えるだけでなく、行政やNPOもそういうタイミングを活用したタイムリーな広報ができればいいのにと感じた。
- 福祉関係NPOも複数入って人権関係のワークショップを行ってきているが、府の取組を府だけが告知するのではなく、いろんな団体やNPO等とのネットワークの中から取組を拾い上げて周知するなど、いかに網の目になって周知し命を救うのが重要。
- タイミングを捉えた広報ということでは、官公庁において障害者雇用率の水増しがあったと報道されている。他にも男女の雇用割合など、府の取組を府民の目に見える形で示してもらえるとありがたい。

#### 《虐待への対応、障害者雇用》

- 虐待に認定された場合の養護者への支援や再発防止の取組はどのように行われているか。
- 施設・事業所での虐待には、市町村と共に施設に対する指導を行い、改善計画の提出を求める等の注意・指導を行っている。また、家庭内での虐待には、虐待の当事者同士を引き離して、施設に入所いただいたり、虐待を受けた方への見守り等を実施している。
- 障害者虐待に関連して、障害者雇用に係る賃金未払いや長時間労働などの課題もあると思うが、これに係る取組はどのような状況か。障害者の雇用促進の対策はされているが、例えば、中小企業が障害者かどうかもわからない方を雇用して不当解雇や賃金未払いになったような場合、虐待通報さえされない例がまだまだあると思われる。今後、同様のことは、増加する外国人労働者についても起こりかねず、対策が望まれる。
- 昨年の法改正で障害者雇用率が引き上げられた。対象範囲も、従来の身体・知的に加えて精神障害者が追加され、今後、障害者雇用は拡大していく方向である。企業側も雇用したい意向はあるが接し方がわからないという声も聞いているところ。府としても、京都ジョブパークに相談コーナーを設置しており、企業と連携して相談体制を整えるとともに、支援が届いていない方に対する告知等について、さまざまなツールを使いながら引き続き努力したい。

#### 《介護福祉施設へのハラスメント》

- 介護・福祉施設職員に対するサービス利用者・家族からのハラスメントが増えてきており、そのことが原因の離職も問題になっている。サービス提供側の相談件数や中身を集計しているか。また、事業者と連携して、利用者・家族の意識向上に向けた対策を取られているか。
- 別途確認して回答する。  
(確認結果：厚労省において今年度中に、介護現場で働く人が利用者や家族から受けるハラスメントについて実態調査を実施し、調査結果や事例分析を踏まえて、介護事業者向けの対策マニュアルを作成することになっており、府としては、この動きを踏まえて対応することになる。)

#### 《若年者への労働教育》

- 成人年齢の引き下げに関連して、若い労働者が消費者被害に遭わないための研修機会の提供等についてどう考えているか。
- 若年での退職が多いことについては、思っていた仕事と実際とのギャップが大きいことが一因であり、就職する前の段階での教育が重要。大学に関しては、連携協定の締結や学生への労働法制への理解促進、高校に関しては、働く上で知っておくべき法律などのハンドブックを授業で活用いただくなどして取り組んでいる。
- また、教育現場としては、各高校で主権者教育や、消費者被害に遭わないための学習に取り組んでいる。

#### 《スポーツ指導者への人権啓発》

- スポーツ指導者に対する、コンプライアンスや人権に係る研修の実施はどのような状況か。
- 部活動やスポーツ指導者は社会教育関係者に当たり、社会教育法上、行政が何かするというのではなく、社会教育関係者は自主的自発的に動かないといけないというのが原則である。

## (2) 報告事項

### ◆ 青少年健全育成条例の改正について

- 罰則の適用はア、イに該当する場合のみか。
- ア、イに該当する場合には、悪質であるということで罰則を科している。